コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

最終更新日: 2008年6月30日

株式会社電通

代表取締役社長 髙嶋 達佳

問合せ先: コーポレート·コミュニケーション局IR室 03-6216-8015

証券コード: 4324

http://www.dentsu.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

■ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループでは、経営環境変化に迅速に対応し得る経営管理体制とコンプライアンスを重視した経営システムの構築を重要施策と位置付けております。

当社は、監査役設置会社であります。従来から、株主および投資家等への説明性が高いコーポレート・ガバナンス形態の検討を 行っており、委員会設置会社についても検討しましたが、現時点では採用の予定はありません。これは、現行の企業統治形態が、 スピーディな意思決定、効果的な内部牽制の両面で、十分機能していることなどによるものです。

2. 資本構成

外国人株式所有比率

10%以上 20%未満

【大株主の状況】

氏名または名称	所有株式数(株)	割合 (%)
株式会社時事通信社	302,186	10.86
社団法人共同通信社	204,888	7.36
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	141,568	5.08
株式会社みずほコーポレート銀行	113,288	4.07
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	100,387	3.60
電通グループ従業員持株会	73,810	2.65
財団法人吉田秀雄記念事業財団	49,848	1.79
株式会社リクルート	49,299	1.77
ドイツ証券株式会社	42,873	1.54
株式会社東京放送	40,000	1.43

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	サービス業
(連結)従業員数	1000人以上
(連結)売上高	1 兆円以上
親会社	なし
連結子会社数	100社以上300社未満

4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 💴

平成 20 年 5 月 13 日から 6 月 10 日まで行いました自己株式の公開買付けの結果、当社の大株主である筆頭株主に以下のとおり 異動がありました。

- ・株主の名称:株式会社時事通信社
- •異動後所有株式数(割合):197,486株(7.10%)

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	16 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名

会社との関係(1) ^{更新}

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		а	b	С	d	е	f	g	h	i
若林 清造	他の会社の出身者					0			0	
石川 聰	他の会社の出身者					0	0		0	

※1 会社との関係についての選択項目

a 親会社出身である

b その他の関係会社出身である

c 当該会社の大株主である

d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している

e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である

f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他 これに準ずる者である

g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている

h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している

i その他

会社との関係(2) ^{更新}

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由
若林 清造	社団法人内外情勢調査会会長	経営に関する経験と人格、見識を有している
石川 聰	社団法人共同通信社社長	経営に関する経験と人格、見識を有している

その他社外取締役の主な活動に関する事項

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
監査役の人数	5 名

監査役と会計監査人の連携状況

監査役と会計監査人との相互連携については、監査役会において適宜それぞれの監査の方法と結果について報告を求めるほか、 主として常勤監査役が定期的に、個別に情報交換を行っています。

監査役と内部監査部門の連携状況

監査役と内部監査部門(監査局)との相互連携については、監査役会において適宜それぞれの監査の方法と結果について報告を求めるほか、主として常勤監査役が定期的に、個別に情報交換を行っています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名

会社との関係(1) ^{更新}

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		а	b	С	d	е	f	g	h	i
根來 泰周	弁護士				0				0	
遠山 敦子	その他				0	0			0	
安部 修武	他の会社の出身者				0		0		0	

- ※1 会社との関係についての選択項目
- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他 これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) ^{更新}

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
根來 泰周	元公正取引委員会委員長	法曹としての経験が豊富で、社会正義・企業倫理の観 点からの監査を期待できる
遠山 敦子	元文部科学大臣	文部科学大臣としての閣僚経験から、多岐にわたる豊 富な経験・見識からの視点に基づく経営の監督とチェッ

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
		ク機能を期待できる
安部 修武	元株式会社みずほ銀行専務執行役員	金融機関のトップマネジメントとしての豊富な経験・視点
		に基づく経営の監督とチェック機能に期待できる

その他社外監査役の主な活動に関する事項

取締役会に出席し意見陳述を行うほか、監査役会においては、法令、定款等に定めのある事項に関して審議および決議し、監査 計画の策定に参画し、取締役等から詳細な業務執行状況について報告を受け、適宜必要と思われる提言を行っております。また、 常勤監査役から日常監査報告を受けております。

【 インセンティブ関係 】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社では、平成19年6月定時株主総会終結の時より、取締役および監査役の退職慰労金を廃止いたしました。これを受け、報酬等の額の決定について概ね以下の方針を定めております。

取締役の報酬については、さらなる企業価値向上に向けた取締役の報酬体系に相応しいものとするべく、アカウンタビリティや業績連動性を考慮したものとするため、月例報酬と業績連動賞与の2つからなるものとしており、業績連動賞与の比率は標準的業績の場合、報酬全体の約3分の1としています。固定報酬である月例報酬の総額は、株主総会で承認された報酬枠の範囲内とします。業績連動の指標としては、連結売上総利益と連結営業利益の2つの財務指標の達成度に応じるものとし、具体的な支給総額については、事業年度終了後に株主総会に諮ることとします。ただし、社外取締役の報酬については、その職務に鑑み、固定報酬である月例報酬のみとします。各取締役の報酬額は取締役会の決議により決定されます。

監査役の報酬については、その職務に鑑み、固定報酬である月例報酬のみとし、月例報酬の総額は株主総会で承認された報酬 枠の範囲内とします。各監査役の報酬額は監査役の協議により決定されます。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員、子会社の取締役、執行役、監査役

該当項目に関する補足説明

ストックオプション制度の内容については、有価証券報告書に開示のとおりであります。

【 取締役報酬関係 】

開示手段	有価証券報告書、営業報告書 (事業報告)
開示状況	社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

該当項目に関する補足説明 ^{更新}

平成20年3月期における当社の取締役に対する役員報酬は以下のとおりであります。

取締役に対する報酬 984 百万円(うち社外取締役 11 百万円)

【 社外取締役(社外監査役)のサポート体制 】

社外取締役に対しては、取締役会の開催に際し、議題の内容等につき取締役会事務局より報告することとしております。また、社 外監査役を含めた監査役を補佐する担当セクションとして、監査役会業務室を設置し、専従スタッフが、監査役をサポートするため に、招集通知発送、議事録作成その他監査役の職務に関する一切の業務(ただし、取締役会に関する業務を除く。)を行っており ます。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 🏴

当社は、取締役の業務執行を効率的にするために、取締役会を月1回開催するほか、常勤取締役会を月2回開催し、経営方針 および経営戦略に関わる重要事項についての審議を経て執行決定を行います。さらに、取締役および執行役員を中心に構成さ れる重要委員会および常設委員会を設置し、委譲された権限の範囲内での決議あるいは審議を行います。また、必要に応じて取 締役会、常勤取締役会および委員会は臨時にも開催します。

取締役会、常勤取締役会あるいは委員会での決定事項は、各担当取締役から各本部長へ速やかに指示され、職制を通じて全 従業員へ伝達を行い、速やかな業務執行を図っていきます。なお緊急を要する事項については、社内電子掲示板システム等も活 用して迅速に伝達を行います。

監査役会は原則として月1回開催し、監査の方針と分担を定め、監査計画に基づいて取締役の職務執行を監査しています。特 に、グループ全体の内部統制、コンプライアンス、リスク管理体制等に関して重点的に監査を行っております。監査役の職務を補 助するために監査役会業務室を設置しています。これとは別に監査局内部監査室が内部監査を行っています。内部監査は、年度 監査計画に基づき、各本部および国内外関係会社を対象に実施しています。監査役と監査局および会計監査人との相互連携に ついては、監査役会において適宜それぞれの監査の方法と結果について報告を求めるほか、主として常勤監査役が定期的に、個 別に情報交換を行っております。なお、当社では監査局グループ監査役室を設置し、主要なグループ会社に監査役を派遣してい ます。

当社は、会計監査についての監査契約を監査法人トーマツと締結しており、監査が実施されております。なお、同監査法人およ び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別な利害関係はありません。

当社では、従来から社外取締役および社外監査役を選任しております。平成20年6月30日現在、取締役では16名中2名、 監査役では5名中3名が社外からの選任であり、社外取締役1名は、当社の大株主の代表取締役社長または理事・社長であり、 当社と営業取引があります。なお、いずれの社外取締役・社外監査役も、当社および当社グループ会社に在籍したことはありませ h_{0}

また、当社は社外取締役および社外監査役との間において、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、 当該契約に基づく賠償責任限度額は、1.000万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

|||| 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明

電磁的方法による 議決権の行使 議決権行使に関する株主様の利便性を考慮し、平成 17 年定時株主総会よりインターネットを通じての議決権行使を導入しております。また、平成 20 年定時株主総会より、携帯電話からインターネットを利用しての議決権行使および株式会社 I C J の議決権行使プラットフォームも利用可能となります。

2. IR に関する活動状況

	代表者自身による説明の有無	補足説明
アナリスト・機関投 資家向けに定期的 説明会を開催	あり	本決算、中間決算時の年2回実施しています。
海外投資家向けに 定期的説明会を 開催	なし	毎年、いわゆるロードショーを実施し、海外投資家を個別に訪問しています。
IR資料のホームページ掲載	あり	アナリスト・機関投資家向け決算説明会をホームページにてストリーミング配信を行っています。
I Rに関する部署 (担当者) の設置	_	I Rに関する専任部署として、コーポレート・コミュニケーション局 I R室を設置しています。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等により	当社グループは、法令順守、労働安全衛生、人権擁護、社会貢献、環境保全活動のみならず、すべて

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

ステークホルダー の立場の尊重につ いて規定 のステークホルダーを視野に入れ、社会的課題に自主的に取り組むことが、社会的責任の遂行である と位置づけます。社会的責任を果たすために、経営者および社員が自主的に実践していく行動として、 「電通グループ企業行動憲章」(当社ホームページに掲載)を定め、当社グループ各社はこれを順守 することを宣言しています。

環境保全活動、

施

CSR活動等の実

当社ホームページにて活動状況等を紹介しております。

ステークホルダー に対する情報提供 に

係る方針等の策定

企業情報の適時、適正な開示。ステークホルダーに必要な情報を、適時、適正に発信します。株主、 取引先をはじめとする様々なステークホルダーに、適正な情報を発信します。情報発信に際しては、 分かりやすさ、公平さ、タイミングの的確さを心がけます。(「電通グループ企業行動憲章」より)

7 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

^{更新} 1. 内部統制システムの基本方針

内部統制システムは、取締役、執行役員および従業員が自らを律し、当社が社会的責任を全うし、成長していくための体制です。 当社の取締役、執行役員および従業員の業務の執行が、法令・定款に適合し、反社会的勢力との関係遮断を含め業務が適正に 行われることを確保するために順守すべき共通行動規範として「電通グループ企業行動憲章」を位置づけ、副社長を委員長とする 「企業行動倫理委員会」が内部統制システムの構築・運営・改善を行います。

①取締役、執行役員および従業員のコンプライアンス体制

当社の取締役および執行役員は、取締役会規則、常勤取締役会規則、役員規則および執行役員規則に則り、適切に業務を執行します。

取締役および執行役員は、当社における法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、遅滞なく 取締役会または常勤取締役会において報告するとともに、速やかに監査役に報告することとします。

従業員のコンプライアンス体制の整備・向上を図るために、企業行動倫理委員会のもと担当部署が規則・マニュアル類の整備、研修教育の実施を行うこととし、社長直轄の監査局が内部監査を行います。

また当社は、法令違反その他のコンプライアンスに関する内部通報体制として「社内報告提案制度D-EAR」を位置づけ、適切に 運用します。

なお、監査役から当社のコンプライアンス体制についての意見および改善策の要求がなされた場合は、取締役および執行役員が 遅滞なく対応し、改善を図ることとします。

②取締役および執行役員の業務執行の効率化を図る体制

当社は、取締役の業務執行を効率的にするために、取締役会を月1回開催するほか、常勤取締役会を月2回開催し、経営方針および経営戦略に関わる重要事項についての審議を経て執行決定を行います。

さらに、取締役および執行役員を中心に構成される重要委員会および常設委員会を設置し、委譲された権限の範囲内での決議 あるいは審議を行います。また、必要に応じて取締役会、常勤取締役会および委員会は臨時にも開催します。

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

取締役会、常勤取締役会あるいは委員会での決定事項は、各担当取締役から各本部長へ速やかに指示され、職制を通じて全従業員へ伝達を行い、速やかな業務執行を図ります。なお緊急を要する事項については、社内電子掲示板システム等も活用して迅速に伝達を行います。

③取締役および執行役員の業務執行にかかる情報の保存・管理体制

当社の取締役および執行役員の業務執行にかかる情報については、文書管理規則および情報管理ガイドラインに基づき、適切に保存・管理します。

④リスク管理体制

当社は、損害の拡大を防止し、これを最小限にとどめる体制を構築するために、毎年リスクについての社内調査を行い、重要なリスクの洗い出しを行います。これらのリスクに対する予防と発生した場合の全社対応体制および各担当部署のリスク管理体制を整備するためリスク管理規則を定め、重要なリスクから優先して具体的な対応計画を策定し、対応します。また、企業行動倫理委員会のもと、内部統制推進プロジェクトチームが中心となり、リスク管理状況について自己点検を行い、リスク管理体制の整備・向上を図ります。

⑤監査役の職務を補助する組織とその独立性について

当社は、監査役の職務を補助すべき従業員の組織体制として「監査役会業務室」を位置づけ、監査役会直轄組織として取締役および執行役員からの独立性を確保します。

⑥監査役への報告体制と監査の実効性の向上について

取締役および執行役員が監査役に報告すべき事項についての規定を定め、取締役、執行役員および従業員は、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役に速やかに報告することとします。また、前記規定に記載のない事項に関しても、監査役から報告を求められた場合は、取締役、執行役員および従業員は遅滞なく監査役に報告することとします。

監査の実効性を向上させるために、監査役から要請がある場合には、監査局ならびに外部監査人との連係を確保します。

⑦子会社を含めた企業集団の内部統制システム

当社は、子会社を含めた企業集団の行動規範として「電通グループ企業行動憲章」を位置づけ、子会社各社が本憲章の採択を決議します。

また当社は子会社が企業集団の一員として整備・運用すべき項目を定め、これらを基に子会社各社で規程を定め、内部統制システムの構築・運営・改善を推進し、企業集団内外での適切な取引関係を確保します。

⑧財務報告の適正を確保するための体制

企業行動倫理委員会のもと、内部統制推進プロジェクトチームが、財務報告の適正を確保するための内部統制を有効なものにする仕組みを策定します。また当社は、自己点検・内部監査に基づき評価を行い、外部監査人の監査を受けることとします。

2. 反社会的勢力排除に向けて

①反社会的勢力排除にむけた基本的な考え方

「電通グループ企業行動憲章」において、電通グループ各社の社会的責任の遂行を阻害する、あるいは電通グループ各社に危害を与えるような社内外の行為に対しては厳格に対応すること、ならびに、不法勢力とは一切の関わりを持たないことを定めています。 ②反社会的勢力排除に向けた整備状況

社内体制としては、その対応窓口をコーポレート本部コンプライアンス推進室調査部(7月1日よりコーポレート改革推進室コンプライアンス調査部)に置き、社内外の協力窓口とも連携し対応しております。具体的には、警視庁や所轄警察署をはじめ、暴力団追放運動推進センター、警視庁管内特殊暴力防止対策連合会、弁護士等を通じて情報の収集や照会、相談、対応策の検討などを行っております。

また、社内においては、警視庁管内特殊暴力防止対策連合会制作のビデオ「不当要求」を用いた悪質セールス等、不当要求電話への対応のための社内勉強会や新入社員および中間採用社員を対象としたコンプライアンス研修等を実施するとともに、社員全員

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

ヘコンプライアンス基礎知識・対応を纏めた小冊子「コンプライアンス・ダイジェスト」を配布しております。

参考資料「模式図」:巻末「添付資料」をご覧ください。

▼ その他

1. 買収防衛に関する事項

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

【 参考資料:模式図 】

